

議案第八号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二（二）杉並区立ゆうゆう桃井館の項中

＂	洋室	四六・二	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	一、〇〇〇円
---	----	------	--------	--------	--------

を

多目的室	洋室	二六・七	五〇〇円	七〇〇円	五〇〇円
＂	洋室	四六・二	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	一、〇〇〇円

に改め、

同表（二）杉並区立ゆうゆう高円寺東館の項中

＂	和室	五一・〇	一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一、〇〇〇円
＂	洋室	五九・〇	一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一、〇〇〇円

を

集会室	和室	五一・〇	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円
-----	----	------	--------	--------	--------

多目的室	洋室	二五・一	五〇〇円	七〇〇円	五〇〇円
"	洋室	五九・〇	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円

同表(二)杉並区立ゆうゆう和田館の項中

"	洋室一
---	-----

を

集会室	洋室一
-----	-----

に改め、

同表(二)杉並区立ゆうゆう高井戸西館の項中

"	洋室	五九・二	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円
"	和室	二六・七	五〇〇円	七〇〇円	五〇〇円

を

"	洋室一体使用	九七・五	一、九〇〇円	二、五〇〇円	一、九〇〇円
"	洋室二	三八・三	八〇〇円	一、〇〇〇円	八〇〇円
"	洋室一	五九・二	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円

に改める。

別表第三中

一箇所当たり	八七八円
一台当たり	五七六円
同	一、二九六円
同	二、〇一六円

一箇所当たり	一、〇五三円
一台当たり	六九一円
同	一、五五五円
同	二、四一九円

に改め、

一本当たり	一、一八五円
一米ートル当たり	一一七円
同	一一七円
同	二九二円
同	五八五円
一平方メートル当たり	八七八円
一本当たり	七〇二円
一米ートル当たり	一一七円
同	二九二円
同	五八五円
一箇所当たり	八七八円
同	三五一元
一平方メートル当たり (地上露出部分)	四一八円
同 (地下部分)	二九二円
一平方メートル当たり	三三二円
同	四七七円

附 則

を

一本当たり	一、四三二円
一米ートル当たり	一一二円
同	一四〇円
同	三五〇円
同	七〇二円
一平方メートル当たり	一、〇五三円
一本当たり	八四二円
一米ートル当たり	一四〇円
同	三五〇円
同	七〇二円
一箇所当たり	一、〇五三円
同	四二二円
一平方メートル当たり (地上露出部分)	五〇二円
同 (地下部分)	三五〇円
一平方メートル当たり	三八五円
同	五七二円

に改める。

1 この条例は、平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例（以下「新条例」という。）別表第二（二）杉並区立ゆうゆう桃井館の項及び杉並区立ゆうゆう高円寺東館の項に規定する多目的室並びに杉並区立ゆうゆう高井戸西館の項に規定する集会室の使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 新条例別表第三の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

ゆうゆう桃井館の多目的室の使用料を設定するとともに、公衆電話所等の使用料を改定する等の必要がある。

資 料

別表第三 改定資料

(改定後)

水道管、下	標 識	鉄 塔	地下電線			電 線	電柱等	等			自動販売機	公 衆 電 話 所	区 分
			外径一メートル以上のもの	外径四〇センチメートル以上一メートル未満のもの	外径四〇センチメートル未満のもの			大型(一平方メートル以上)	上(一平方メートル未満)	中型(〇・五平方メートル以上一平方メートル未満)			
外径四〇センチメートル未満のもの	一メートル当たり	一平方メートル当たり	同	同	同	一メートル当たり	一本当たり	同	同	同	一箇所当たり	使用料の額(月額)	
	八四二円	一、〇五三円	七〇二円	三五〇円	一四〇円	一一二円	一、四三二円	二、四一九円	一、五五五円	六九二円	一、〇五三円		

(現 行)

一メートル当たり	一平方メートル当たり	同	同	同	一メートル当たり	一本当たり	同	同	同	同	一箇所当たり	使用料の額(月額)
一一七円	八七八円	五八五円	二九二円	一一七円	一一七円	一、一八五円	二、〇一六円	一、二九六円	五七六円	八七八円		

水道管、ガ ス管	外径四〇センチメートル以上一メー トル未満のもの	同	三五〇円
	外径一メートル以上のもの	同	七〇二円
変圧塔、マンホールの類	一箇所当たり	一、〇五三円	
郵便差出箱又は信書便差出箱	同	四二二円	
地下の占有物件	一平方メートル当たり (地上露出部分)	五〇二円	
	同 (地下部分)	三五〇円	
高架の占有物件	一平方メートル当たり	三八五円	
天体、気象又は土地の観測施設	同	五七二円	

付記

- 1 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。  
2 長さが一メートルに満たない端数は、一メートルとみなす。

同	同	二九二円
同	同	五八五円
同	一箇所当たり	八七八円
同	同	三五二円
同	一平方メートル当たり (地上露出部分)	四一八円
同	同 (地下部分)	二九二円
同	一平方メートル当たり	三三二円
同	同	四七七円